

議員提出議案第1号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成29年12月21日

坂野経三郎	森雅幹
福浜隆宏	藤井一博
西川憲雄	野坂道明
中島規夫	島谷龍司
浜田一哉	松田正孝
川部洋	濱辺義保
興治英夫	伊藤隆嗣
浜田妙子	内田隆享
福田俊史	山口忠史
藤縄喜和	上村晋一
内田博長	浜崎晋一
広谷直樹	斉木正一
前田八壽彦	安田優子
横山隆義	澤紀男
銀杏泰利	福間裕隆

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>958,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>836,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額<u>779,000円</u></p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>951,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>830,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額<u>774,000円</u></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例の規定による給与の内払とみなす。